

議案第 28 号

三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

三次市長 福岡 誠志

三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例の一部を改正する条例（案）

三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例（平成 29 年三次市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 13 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 5 項中「令和 8 年 4 月 1 日」を「令和 13 年 4 月 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。